

[参 考]

事業概要

令和6年度



滋賀県国民健康保険団体連合会

国保連合会の概要

●目的と性格

国民健康保険法第83条に基づき、滋賀県の保険者（滋賀県・市町・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するために設立する団体であるが、その性格は公法人である。（法第83条）

保険者が共同してその目的を達成するということから国保連合会の事業は保険者、つまり国民健康保険の事業主体の基本的な事業、たとえば保険給付および保健事業に限らず国民健康保険に関連のある事業を行うことができる。

この国保連合会の会員は、その区域内の三分の二以上の保険者が加入したときは、その区域内の保険者のすべてが会員となる。（法第84条）

●名称・所在地

滋賀県国民健康保険団体連合会
滋賀県大津市中央四丁目5番9号

●設立

昭和16年8月20日
「滋賀県国民健康保険組合連合会」創立
昭和23年6月6日
「滋賀県国民健康保険団体連合会」に改組・改称

●主な事業

1. 国民健康保険関係

- (1) 保険者の事務の共同処理
- (2) 診療報酬等の審査および支払
- (3) 特定健康診査・特定保健指導に関する事業
- (4) 保健事業
- (5) 調査・研究
- (6) 保険者の円滑な事業運営に資する事業・広報・研修
- (7) その他必要な保険者支援

2. 公費負担医療関係

公費負担医療費の審査および支払

3. 福祉医療関係

- (1) 福祉医療費の審査および支払
- (2) 事務の共同処理等市町の円滑な事業運営に資する事業
- (3) その他必要な市町支援

4. 後期高齢者医療関係

- (1) 後期高齢者医療の審査および支払
- (2) 各種事務代行業務
- (3) その他必要な関連事業の推進

5. 介護保険関係

- (1) 介護給付費等の審査および支払
- (2) 介護サービスに係る調査、指導・助言および苦情処理
- (3) 事務の共同処理等保険者の円滑な事業運営

に資する事業

- (4) その他必要な保険者支援

6. 障害者総合支援給付等関係

- (1) 障害者総合支援給付費等の審査および支払
- (2) 事務の共同処理等市町の円滑な事業運営に資する事業
- (3) その他必要な市町支援

7. 保険料等の特別徴収に係る経由事務

- (1) 法の規定による保険料の特別徴収に関し、国保連合会を経由して行うものとされた事務
- (2) 国保料（税）の特別徴収に係る経由事務
- (3) 介護保険料の特別徴収に係る経由事務
- (4) 後期高齢者医療の保険料の特別徴収に係る経由事務
- (5) 特別徴収に係る経由事務の円滑な実施に資する事業

8. 健康保険に係る事業

- (1) 健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査および支払
- (2) 保健に関する事業
- (3) その他必要な関連事業

9. 地域医療の確保に関すること

10. その他国保連合会の目的を達成するために必要な事項

●会 員

滋賀県における国民健康保険事業を行う市町および国民健康保険組合

区 分	保険者数	一般被保険者	退職被保険者 および被扶養者	計	後期高齢者医療 被保険者(参考)
県	1	-	-	-	-
市	13	226,840	0	226,840	195,608
町	6	13,807	0	13,807	11,592
国保組合	1	4,027	-	4,027	-
計	21	244,674	0	244,674	207,200

(令和6年3月31日現在)

滋賀県における介護保険事業を行う市町

区 分	保険者数	被保険者数	第 1 号 被保険者数	認定者数	受給者数
市	13	791,770	356,883	66,710	62,834
町	6	43,605	21,576	3,754	3,504
計	19	835,375	378,459	70,464	66,338

※被保険者数は、滋賀県総合企画部統計課データ40歳以上人口より(令和6年4月1日現在)

※第1号被保険者数、認定者数は厚生労働省介護保険事業状況報告(暫定)(令和6年2月末現在)より

※受給者数は、厚生労働省介護保険事業状況報告(暫定)(令和5年12月サービス分)より各サービス受給者数の合計人数

●役 員 名 簿

任期(令和5年8月1日~令和7年7月31日)
令和6年8月1日現在

役 名	氏 名	公 職 名 等
理 事 長	橋 川 渉	草 津 市 長
副 理 事 長	有 村 国 知	愛 荘 町 長
副理事長(兼)常務理事	桂 田 俊 夫	学 識 経 験 者
理 事	三 日 月 大 造	滋 賀 県 知 事
	和 田 裕 行	彦 根 市 長
	小 西 理	近 江 八 幡 市 長
	小 椋 正 清	東 近 江 市 長
	岩 永 裕 貴	甲 賀 市 長
	福 井 正 明	高 島 市 長
	平 尾 道 雄	米 原 市 長
	伊 藤 定 勉	豊 郷 町 長
監 事	越 智 眞 一	医 師 国 保 組 合 理 事 長
	栢 木 進	野 洲 市 長
	西 田 秀 治	竜 王 町 長

●会 員 名 簿

(令和6年8月1日)

保険者番号	保険者名	代表者名	事業開始年月日	郵便番号	所在地	電 話
	滋 賀 県	三日月 大造	H30.4.1	520-8577	大津市京町4丁目1番1号	077-528-3993
250019	大 津 市	佐 藤 健 司	S24.11.1	520-8575	大津市御陵町3-1	077-523-1234
250027	彦 根 市	和 田 裕 行	S27.4.1	522-8501	彦根市元町4-2	0749-22-1411
250035	長 浜 市	浅 見 宣 義	H18.2.13	526-8501	長浜市八幡東町632	0749-62-4111
250043	近江八幡市	小 西 理	S22.3.21	523-8501	近江八幡市桜宮町236	0748-33-3111
250050	東 近 江 市	小 椋 正 清	H17.2.11	527-8527	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-1234
250068	草 津 市	橋 川 涉	S29.10.15	525-8588	草津市草津3-13-30	077-563-1234
250076	守 山 市	森 中 高 史	S30.1.15	524-8585	守山市吉身2-5-22	077-583-2525
250092	野 洲 市	栢 木 進	H16.10.1	520-2395	野洲市小篠原2100-1	077-587-1121
250100	湖 南 市	生 田 邦 夫	H16.10.1	520-3288	湖南市中央1-1	0748-72-1290
250118	甲 賀 市	岩 永 裕 貴	H16.10.1	528-8502	甲賀市水口町水口6053	0748-65-0650
250126	高 島 市	福 井 正 明	H17.1.1	520-1592	高島市新旭町北畑565	0740-25-8000
250134	米 原 市	平 尾 道 雄	H17.2.14	521-8501	米原市米原1016	0749-53-5100
250522	栗 東 市	竹 村 健	S29.10.1	520-3088	栗東市安養寺1-13-33	077-553-1234
250647	日 野 町	堀 江 和 博	S30.3.16	529-1698	蒲生郡日野町河原1-1	0748-52-1211
250654	竜 王 町	西 田 秀 治	S30.4.29	520-2592	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3700
250712	愛 荘 町	有 村 国 知	H18.2.13	529-1380	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-4111
250738	豊 郷 町	伊 藤 定 勉	S31.9.30	529-1169	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8111
250746	甲 良 町	寺 本 純 二	S30.4.1	522-0244	犬上郡甲良町在士353-1	0749-38-3311
250753	多 賀 町	久 保 久 良	S30.4.1	522-0341	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8111
253013	医師国保	越 智 眞 一	S32.9.1	520-3031	栗東市縹一丁目10-7	077-514-8670

●運 営 体 制

(1) 総会

総会は、本会の意志決定の最高機関であり、会員たる保険者を代表する者で構成し、事業計画、予算、決算、規約の改正等、重要案件について審議・決定します。

(2) 理事会

理事会は、総会の招集・提出議案および会務運営の具体的方針その他執行について審議・議決します。

(3) 監事会

監事会は、予算執行、決算、財産の管理状況等について監査します。

(4) 事務局

事務局組織は1局7課1室15係で職員数は64人（再任用職員4人含む）（令和6年4月1日現在）

事業計画の概要

I. 基本方針

わが国の国民健康保険制度は、制度創設から国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきました。

しかしながら、国民健康保険は被用者保険に比べて、「年齢階層が高く、医療費水準が高い」「所得水準の低い被保険者が多く、保険料（税）の負担度が高い」などの構造的な課題を抱えています。

このような状況の中、滋賀県においては、持続可能な国民健康保険の運営を基本理念とした第3期滋賀県国民健康保険運営方針が策定され、保険料負担と給付の公平化等の方向性に基づいた取り組みが進められており、その実現に向けて、各市町の事業の広域化や標準化が推進できるよう、本会は市町事務の共同事業の実施による効率化等の役割を一層充実していく必要があります。

一方、本会は、行政機関からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政策の実施について、幅広く支援を行ってまいりました。引き続き、国保連合会のノウハウを活用した専門的・総合的な支援業務を実施していくことが求められています。

こうした時期にあって、本会としては、保険者および広域連合の信頼と負託に応えるため、次の二つの基本方針で臨むことといたします。

一 大きく変化する医療・介護・障害者総合支援各制度を的確に把握し、適切な対応が図れるように努め、「審査支払業務の専門集団」としての役割に加えて、「地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団」として、保険者の皆様等から認めていただけるよう努力してまいります。

二 現在の保険者のきわめて厳しい財政事情を十分理解し、保険者とは運命共同体であるとの認識のもと、業務の効率的・効果的執行に心がけるとともに保険者の負担軽減を図り「最小の経費で最大の効果」が得られるよう、中期経営計画（令和5年度～令和7年度）の目標達成に向けて職員が一丸となり、計画的に取り組んでまいります。

この二つの基本方針のもと、大きくは次の三本柱の事業に取り組んでまいります。

一つ目は、保険者事務の支援として、滋賀県国民健康保険運営方針に基づく「市町事務の効率化等の取組の推進」や「後期高齢者医療業務の効率化に向けた受託業務の拡充」について、これまで培ってきた「ノウハウ」等が最大限活用できるよう、より一層の支援・拡充に取り組みます。

二つ目は、保険者が行う保健事業について、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業が展開できるよう、保健事業支援・評価委員会の開催や国保データベース（KDB）システム・KDB補完システム（以下、KDBシステム等という）を活用した評価・データ分析等の保険者支援を行います。併せて「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」についても積極的に支援を行います。

三つ目は、基幹業務である審査の充実に向けた取り組みとして、厚生労働省、支払基金、国保中央会三者連名による「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、全国の国保連合会等とともにコンピュータチェックの共通設定および審査基準の統一化を図ります。

II. 重点目標

1. 第4期中期経営計画（令和5年度～令和7年度）の推進
2. 国保制度の改善強化と財政安定化対策の推進
3. 診療報酬の適正かつ迅速な審査支払と審査の充実
4. 保険者共同事業の充実および後期高齢者医療広域連合からの受託業務の拡充
5. 保険者等が行う保健事業に対するヘルスサポート事業の充実
6. 介護保険給付費の適正な審査支払および適正化事業の支援と障害者総合支援給付等の適正な審査支払
7. 個人情報保護および情報セキュリティ対策の強化

Ⅲ. 事業実施事項

1 本会の運営に関する事項

- (1) **総会・理事会の開催**
本会の事業計画・予算および事業報告・決算について、総会、理事会、監事会、会計監査予備調査、国保主管課長会議等を開催します。
- (2) **本会経理の透明化**
複式会計による会計処理や監査法人による外部監査、監査室による内部監査の強化により、会務の一層の適正化・透明化を図ります。
- (3) **第4期中期経営計画（令和5年度～令和7年度）の推進**
「基本理念」「基本方針」や「組織目標」について、職員が目的意識を持ち一丸となり目標達成に向けて取り組みます。また、「中期経営計画推進会議」を開催し、計画の進捗管理・評価を行います。
- (4) **個人情報の保護および情報セキュリティ対策の強化**
大切な情報資産を安全に運用管理するため、組織全体で情報セキュリティ対策の強化（情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001））に取り組み、個人情報を含む情報資産の適切な管理に努めます。

2 国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項

- (1) **国民健康保険制度への対応**
 - ① 県に設置される滋賀県国民健康保険市町連携会議等に参画し、保険者および関係機関との連携を密にします。
第3期「滋賀県国民健康保険運営方針」の基本理念が実現されるよう、運営方針に明記されている本会の役割（県や市町事務の共同事業の実施による効率化や研修の実施等）の充実強化を図ります。
 - ② 市町からの共同委託により運用する国保情報集約システムを活用して、「被保険者資格情報の集約管理業務」「高額療養費の多数該当の判定に係る業務」「世帯継続等市町間における情報連携業務」「国保総合システムへの情報連携業務」「市町国保加入情報を医療保険者等向け中間サーバ等に連携する業務」を適切に行うことにより、安定した制度運営に努めます。
 - ③ 標準保険料率算定のため、国保事業費納付金等算定標準システムを活用し、県からの受託により、市町基礎データの集約業務および納付金算定に係る計算事務を行います。
 - ④ 県ならびに各市町の医療費適正化など保険者努力支援制度の指標に対する保険者の取り組みを引き続き支援します。具体的には、保険者共通、国保固有および都道府県分の各指標の達成に資するよう、研修会や共同事業および個別支援を実施します。また、KDBシステム等を活用し、医療費適正化計画やデータヘルス計画の実績管理に関する資料を作成します。
 - ⑤ 特定技能外国人の国民健康保険への加入促進を図ることを目的とした出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人の身分事項等の情報、また、特定活動の在留資格を持つ外国人で、国民健康保険に加入できない在留資格へ変更された者にかかる情報について、国民健康保険中央会と市町村の間の経由事務を行います。
 - ⑥ 国民健康保険の資格管理の適正化（被用者保険における資格喪失後受診で診療月から3ヶ月経過後も新資格が判明しない者）を図ることを目的に、オンライン資格確認等システムから抽出される加入勧奨の活用に関する情報について国保中央会と市町村の間の経由事務を行います。
- (2) **国保制度改善強化全国大会への参加**
国保財政の安定と制度改善を図るため、関係団体と協調して、国保制度の基盤強化・給付と負担の公平化、国保事業に対する助成の拡充・強化等について、国保制度改善強化全国大会に参加するなど要請活動を行い、その実現に努めます。
- (3) **国保事業充実強化推進に関する取り組み**
国保財政の健全な運営を確保するため、国保事業運営の柱である次の事業に取り組みます。
 - ① **収納率向上対策**
収納率向上のための研修会を開催するとともに、月間を設定し、国保加入者の納付意識の向上を目的とした啓発を行います。

② 医療費適正化対策

レセプト点検事務共同事業、第三者行為求償事務共同事業および後発医薬品の使用促進等、医療費適正化対策に努めます。

③ 保健事業の推進

保険者協議会や関係機関と連携し、保険者が行う保健事業を支援します。また、月間を設定し、被保険者の健康意識の向上を目的とした啓発を行います。

3 国保総合システムに関する事項

保険者ニーズを的確に把握するとともに、保険者のシステムとして有効的に活用されるよう、国保総合システムおよび国保情報集約システムに実装される各種機能を活用し、保険者事務の効率化に努めます。

なお、国保総合システムの更改については、令和3年3月31日に定められた「審査支払機能に関する改革工程表」に基づいて、審査支払系の共同利用に向けた開発および保険者サービス系の最適化への取り組みが進められています。

更には政府の方針であるクラウド化を図るためには、単純機器更改に比べて多大な開発・運用経費が必要であり、保険者や被保険者に負担が生じないよう、全国の国保連合会ならびに国保中央会と一体となって国庫補助の確保に向けて全力で取り組むとともに、段階的なクラウド化に伴う一時的な費用の増大に備えるためICT積立資産の造成を図ります。

4 国民健康保険および後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項

複雑・高度化する医療内容に的確に対応するため、審査事務共助職員の資質の向上等を図ることにより、審査委員がより高度な審査に専念できるよう努めます。また、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、引き続き審査基準の差異の解消やコンピュータチェックの統一等に向けた取り組みを全国の国保連合会とともに推進します。

(1) 審査委員会の開催

審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

(2) 審査委員会の充実

医科（内科・外科）部会および歯科部会に常務処理審査委員を配置します。

(3) 審査専門部会の開催

審査専門部会を毎月1回開催し、高点数レセプトの適正な審査に努めます。

(4) 超高額レセプトの審査

国で定められた超高額レセプト（医科38万点（心臓疾患は70万点）以上および歯科20万点以上）の審査については、国保中央会に設置された特別審査委員会に委託します。

(5) 再審査部会の開催

再審査部会を毎月1回開催し、保険医療機関等からの再審査申立に適正に対応します。

(6) 審査委員の研修

① 近年の医学・医術に即したテーマを中心に学術講演会（年2回）を開催し、委員の資質の向上を図り、適正な審査に努めます。

② 審査上のワンポイントレッスンを開催し、審査委員相互の連携および審査の充実強化に努めます。

③ 厚生労働省開催の社会保険指導者講習会に、医科・歯科それぞれの代表委員を派遣します。

④ 国保中央会・国保近畿地方協議会の主催する審査委員会会長会議、歯科部会長会議、常務処理審査委員連絡会議および審査委員連絡協議会にそれぞれ該当委員を派遣します。

(7) 審査結果の不合理な差異解消に向けた審査委員会との連携

「審査支払機能に関する改革工程表」に示された都道府県の審査基準の重複や整合性の整理を行うため、地区別審査委員会会長会議において情報提供を行うとともに、全国審査委員会会長連絡協議会での協議・承認について迅速に対応できるよう、審査委員会との連携強化に努めます。

(8) コンピュータチェックの充実および統一に向けた取り組み

ICTを最大限活用したコンピュータチェックを効率的・効果的に行うため、チェック項目の点検と拡充に努めるとともに、審査基準の差異解消に向けた取り組み強化として、審査基準の統一化と併せて、全国の国保連合会等とのコンピュータチェックの共通設定を図り、より一層の審査の適正化と保険者再審査の減少に

努めます。

(9) **審査事務共助職員の資質の向上**

職員の資質の向上を図るため、職員研修の内容の充実を図るとともに、「調剤事務管理士技能認定試験」や国保中央会が主催する「審査事務共助知識力認定試験」を受験します。

(10) **関係団体との連携**

① 保険医療機関等の指導監督部署と審査支払機関とが連携を強化し、情報の共有化を図るための「滋賀県診療報酬適正化連絡協議会」へ参加します。

② 審査支払業務の充実を図るため、必要に応じて支払基金と情報交換を行います。

(11) **関連する診療報酬等の審査支払**

① 公費負担医療費の審査支払

② 福祉医療費の審査支払

③ 各制度に係る現物給付分の高額療養費の支払

④ 他都道府県分診療報酬等の全国決済制度による審査支払

(12) **療養費の審査支払等**

① 柔道整復施術療養費の審査支払については、滋賀県柔道整復療養費審査委員会を開催し適正な審査に努めます。

また、過去の申請内容の傾向を分析し、不適正な申請が散見される施術所に対し、重点的審査等（文書注意、面接確認含む）を行います。

② 滋賀県国民健康保険等療養費審査委員会を開催し、はり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下、「あはき療養費等」という。）の適正な審査支払を行います。また、その他療養費（治療用装具等）の審査を行います。

③ 柔道整復施術療養費、あはき療養費等の適正化のため、患者調査および調査後の効果測定に必要な情報を保険者に提供し、保険者支援を図ります。

(13) **出産育児一時金等の直接支払**

保険者から委託を受けた出産育児一時金等の保険医療機関等への直接支払に係る事務を実施します。

(14) **原審査時およびレセプト点検時の資格確認について**

① 原審査時の資格確認

オンライン資格確認等システムにより、一定条件を満たす電子レセプトの資格確認が行われ、資格誤りのある電子レセプトは、正しい保険者へレセプト振替、分割処理が行われます。その他のレセプトについては、資格確認結果に基づく事項修正を行うとともに、取得前受診、喪失後受診等について、資格情報と照合のうえ、資格誤りがあるものについては保険医療機関等へ連絡後、返戻処理を行います。

② レセプト点検時の資格確認

原審査時において処理ができなかった資格エラー分の確認作業を行います。資格誤りであることが確認できたものは、オンライン資格確認等システムを用いてレセプト振替等、または、保険医療機関等へ確認のうえ、返戻処理を行います。

(15) **被保険者資格喪失者に係る保険者間調整の実施**

保険者間調整は（被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の療養費等の代理受領方式）により実施しており、関係団体との諸調整や療養費支給申請書等の授受、療養費の支払いに関する事務等を本会が行うことによって、被保険者や保険者事務の負担軽減に努めます。

(16) **福祉医療費の審査支払等**

福祉医療費の請求支払（柔道整復施術療養費は被用者保険分含む）を行うとともに、支払基金から提供される被用者保険分のレセプトデータを基に資格確認にかかる帳票の作成、福祉月報の作成等の共同処理を行い、滋賀県および市町における事務の省力化に努めます。

(17) **訪問看護療養費のオンライン請求について**

令和6年7月請求から実施される訪問看護療養費のオンライン請求の円滑な導入と運用に努めます。

5 保険者共同事業および後期高齢者医療事務代行業務等に関する事項

(1) **保険者（国保・福祉医療費）事務共同電算処理業務に関すること**

国保総合システムに実装される機能を活用し、保険者事務の効率化、省力化および保健事業充実のための資料作成に努めます。

- ① 保険者・被保険者・福祉医療受給者の諸情報の登録
 - ② レセプトの資格確認および給付点検
 - ③ 被保険者証（（兼）高齢受給者証）および医療費通知書、後発医薬品利用差額通知の作成
 - ④ 高額療養費（外来年間合算処理含む）および高額介護合算療養費の算定処理
 - ⑤ 国保事業状況報告書（事業年報（月報））・福祉医療費助成事業状況報告書（福祉月報）・各種補助金資料作成処理等および諸統計の作成
 - ⑥ 前各号のほか、随時各保険者の申し出を受け、蓄積した諸情報を基に諸帳票を作成
 - ⑦ 国保共通外字の管理および新規外字同定作業
 - ⑧ レセプト等の保存管理
 - ⑨ データ集配信システムを活用した全国決済等、業務運用の効率化
 - ⑩ 保険者事務共同電算処理業務運営委員会の開催
 - ⑪ 特別調整交付金（結核・精神）申請に係る市町事務支援
- (2) **国保に関する諸統計の作成に関すること**
 共同電算処理事業による基礎データの整備を図るとともに、健康づくり等に活用するための情報提供を行います。
 また、医療費統計・分析システム（淡海ヒューマンネット）により、疾病構造や地域特性を把握するための資料作成、予算編成期の医療費推計および毎月の医療費の動向等のタイムリーな情報を提供します。
- (3) **保険者レセプト点検事務共同事業に関すること**
 ① 効率的・効果的なレセプト点検を実施するため、レセプト点検支援システム等を活用し、コンピュータチェック項目の拡充と効率的な点検に努めます。
 ② 研修会の実施や保険者訪問等により、保険者との連携に努めます。
 ③ レセプト点検事務共同事業の受託に向けて、説明会を開催します。
 ④ 一部点検を委託している業者との相互の情報共有と研鑽により、より質の高い、効果的なレセプト点検に努めます。
- (4) **第三者行為（交通事故等）損害賠償求償事務共同事業に関すること**
 ① 保険者が国民健康保険法第64条の規定により代位取得している損害賠償金の徴収・収納事務を保険者から委託をうけて共同事業として実施します。また、保険者事務の軽減と速やかな求償案件の発見を図るため、本会において被保険者への治療事由調査を行います。
 ② 求償事務担当者研修会の開催や厚生労働省の求償アドバイザーの活用、さらには保険者巡回訪問を行うなど、保険者との連携に努め、求償事務の充実強化を図ります。
 ③ 加害者直接求償については、個別の案件ごとに保険者と本会で事前調整のうえ実施し、速やかな損害賠償金の収納に努めます。
 ④ 介護保険者と連携し、介護保険に係る第三者行為求償事務の充実を図ります。
- (5) **後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に関すること**
 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知を年2～4回発行するとともに、発行後の効果分析（後発医薬品への切替の状況、使用率の推移、軽減効果額の状況など）を行います。併せて「ジェネリック医薬品希望シール」の斡旋を行います。
- (6) **国保料（税）収納率向上に関すること**
 ① 保険料（税）納付強調月間（11月1日～12月31日）および保険料（税）完納月間（3月1日～5月31日）を設定し、啓発のためのポスターの作成やマスメディアの活用等を通して、国保加入者の納付に対する意識の向上に取り組みます。
 ② 滞納整理を中心とした徴収アドバイザー派遣事業や個別相談会を実施します。
 ③ 滞納世帯の収納につなげるため、滞納世帯配布用啓発チラシを作成します。
 ④ 国保加入届の遅延防止対策として、啓発用チラシ（事業所向け・退職者本人向け）を作成します。
- (7) **後期高齢者医療事務代行業務に関すること**
 後期高齢者医療広域連合が行う事務処理の軽減および効率化を図るために、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用管理（機械操作）をはじめ下記の事務代行業務を行うとともに、後期高齢者医療広域連合および市町における関係業務の負担軽減のため、可能な限り受託業務の拡充に取り組みます。
- ① システム運用管理
 - ・各種情報の更新処理（日次処理・月次処理・年次処理）
 - ② 資格管理業務

- 被保険者管理業務
- 新規外字の同定作業
- 被保険者証・限度額認定証（長期入院該当判定含む）等の年次更新（作成、封入封緘業務）
- ③ 保険料関係業務
 - 保険料賦課シミュレーション作業
 - 保険料賦課台帳の作成
 - 期別管理、収納管理、滞納者管理業務
- ④ 給付関係業務
 - レセプト画像データ処理および管理
 - レセプト点検業務（資格確認業務、給付確認業務）
 - 療養費（差額支給含む）支給処理業務
 - 療養費（入院時食事差額除く）入力業務
 - 保険給付費支給申請書等の確認等業務（高額療養費（外来年間合算含む）、高額介護合算療養費、葬祭費）
 - 高額療養費支給処理（外来年間合算支給処理含む）および高額介護合算療養費の支給処理業務
 - 葬祭費支給処理に関する業務
 - 負担割合（負担区分）相違受診返還金請求に係る業務
 - 資格喪失後受診返還金請求に係る業務
 - 第三者行為求償事務
 - 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知発行、分析業務
 - 医療費のお知らせ発行業務
- ⑤ 統計関係資料の作成
 - 事業状況報告書等の作成
 - 医療費分析（あはき療養費等含む）の作成
- ⑥ 保健事業
 - 重複・頻回受診者等訪問指導事業支援業務（1次抽出・2次抽出・訪問・評価）
 - 健診受診後訪問指導事業支援業務（1次抽出・2次抽出・訪問・評価）
- (8) 行政機関からの要請における対応について

本会設立趣旨に則り、行政機関からの要請等に基づき、滋賀県および市町が行う医療・保健等に関する事業を支えるため、可能な限り支援・協力を行います。

 - 風しん追加的対策にかかる請求・支払事務について

風しん追加的対策（抗体検査・予防接種）にかかる請求・支払事務（抗体検査・予防接種にかかる費用を委託契約に基づき、市町に請求し、医療機関・健診機関に支払う業務）を行います。また、市町からの要請に基づきクーポン券発行にかかる業務を行います。

6 保健事業の推進に関する事項

- (1) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の実施

保険者等が一体的に事業を行うことにより、年齢で途切れることのない連続性のある保健事業の展開を図ることを目指し、本会に設置の有識者等からなる「保健事業支援・評価委員会」において、保険者等がPDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業が展開できるよう支援します。

 - ① KDBシステム等を活用した保険者等へのデータ提供
 - ② 個別保健事業実施への助言
 - ③ 評価基準等を活用した保健事業の評価への助言
 - ④ 保険者等職員に対する研修
 - ⑤ 保険者に寄り添った支援を展開するため、現地に出向いて個別サポート事業（国保保健事業および健康づくり等ヒアリングと併せて実施）を実施します。
- (2) 健康日本21の推進と支援

健康増進法に基づき、健康増進事業実施者の一員として、本会が果たすべき住民の健康増進のための事業を積極的に推進します。
- (3) 重複・頻回受診者等訪問指導事業の実施

市町・県と共同して重複・頻回受診者、重複服薬者・多剤投与者に対して訪問指導を行うことにより、訪

問対象者の健康保持と適正な受診による医療費の適正化に努めます。また、重複服薬者・多剤投与者に対しては、滋賀県薬剤師会と連携し薬剤師の同行訪問による服薬指導や残薬整理、希望する市町に対し評価後訪問を行います。

(4) 保健事業（健康づくり）推進に関する情報提供

- ① 保険者が行う健康管理施策立案のための基礎資料集の作成および医療情報の提供を行います。
- ② 「国民健康保険事業状況・指標（速報版）」「統計でわかる滋賀の国保の状況」など諸統計を作成します。
- ③ 第3期データヘルス計画の評価のための資料（被保険者・医療費等・疾病分類別医療費等・生活習慣病等の状況等）を作成します。また、医療費等の分析にあたっては、大学等研究機関との連携を進めます。

(5) 地域住民の健康保持増進および啓発

- ① 健康増進強調月間（9月1日～11月30日）を定め、マスメディア、ポスター等を活用し被保険者が自らの健康保持増進への意欲を高めるための啓発を行います。
- ② 市町（保険者）等における健康まつり、健康教室などの催しに参加するとともに、健康啓発教育用機材の貸し出しを行います。

(6) 滋賀県市町保健師協議会、滋賀県在宅保健師の会「湖都の会」の運営および活動に対する支援

滋賀県市町保健師協議会、滋賀県在宅保健師の会「湖都の会」の組織、運営と活動を支援するため事務局を担うとともに、保健師間の情報共有やさらなるキャリアの形成を図り、それぞれの市町の健康増進施策の推進を支援します。

(7) 糖尿病性腎症重症化予防への支援

市町が効率的・効果的に事業に取り組むことができるよう、県との役割分担を図りつつ、国保中央会が作成した研修

プログラム等を活用した研修会を開催するとともに、希望する市町については、対象者の抽出支援を行います。

(8) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援

- ① 「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に基づき、後期高齢者医療広域連合および県との連携を密にして、セミナーの開催など、市町への支援を行います。
- ② 広域連合からの委託を受け、市町の要望に応じて、KDBシステム等を活用し、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に必要なデータや分析資料を提供します。

(9) 国保保険者が行う保健事業の支援

- ① 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、国保連合会の業務に保健事業のデータ分析や事業評価が位置付けられたことから、一層、KDBシステム等の操作支援や資料作成支援を通じ、国保保険者の保健事業を支援します。
- ② 第3期データヘルス計画に係る保健事業について、県と連携し市町への個別支援を実施します。
- ③ 国保世代からのフレイル予防事業（県事業）について、データ分析や研修会の開催等を実施します。

7 特定健診・特定保健指導に関する事項

(1) データの管理・保存および費用決済等に係る業務に関すること

- ① 特定健診・特定保健指導等費用の支払およびデータ管理業務を行います。
- ② 特定健康診査受診券の作成など保険者等の事務の軽減と効率化を図るための共同事業を実施します。
- ③ 国への特定健診データの送信業務（法定報告）を行います。

(2) 保険者への支援

- ① KDBシステム等および特定健診等データ管理システムを活用し、受診率向上のためのデータ提供や特定健診等の実施内容・結果の分析・評価を行います。
- ② 特定健診・特定保健指導担当者説明会を開催します。
- ③ 生活習慣病予防や早期発見のため、特定健診および特定保健指導の重要性について、さまざまな機会をとらえた啓発を行います。
- ④ 特定健診未受診者対策事業（県事業）にかかる受診勧奨資材の作成、データ提供ならびに評価を行います。
- ⑤ 滋賀県医師会と代表保険者による市町保険者の集合契約について調整を行います。

8 調査および研究に関する事項

従前、国保問題調査研究会で調査、研究していた国民健康保険制度の当面する諸問題については、概ね滋賀県国民健康保険市町連携会議における滋賀県国保運営方針の推進の中で検討されていることから、本会として連携会議（各部会）に積極的に参画し、保険者の立場になって問題解決に向けて取り組みます。

9 介護保険事業関係業務に関する事項

(1) 介護給付費の請求に係る審査および支払に関する事務

- ① 介護保険法の規定に基づき保険者からの委託を受け、介護給付費等審査委員会を開催し、介護保険サービス提供事業所等から提出される介護給付費や介護予防・日常生活支援総合事業費の適正な審査および支払に努めます。
- ② 令和6年4月に制度改正および介護報酬改定が予定されており、現行の介護保険審査支払等システムの改修が行われ、並行して次期システム（クラウド化、令和7年5月稼働予定）に対し改修機能の取り込みが行われることから、円滑なシステム改修と更改に取り組みます。

(2) 介護サービスに係る苦情処理業務

介護保険法の規定に基づき介護サービスの質の向上を図るため、サービス利用者等からの相談や苦情への適正な対応に努めるとともに、介護サービス苦情処理委員会を開催し、介護サービス事業者に対する調査や不適切なサービスに対する指導・助言を行います。併せて、保険者の苦情対応担当職員を対象とした研修会を開催します。

(3) 保険者事務共同処理業務

保険者が行う介護保険の事務処理業務の効率化を目的に以下の共同処理業務を行います。

- ① 要介護認定更新支援処理
- ② 償還払給付額管理処理
- ③ 介護給付費通知作成処理
- ④ 高額介護サービス費支給処理
- ⑤ 市町村特別給付等支払処理
- ⑥ 主治医意見書料支払処理
- ⑦ 認定調査委託料支払処理
- ⑧ 各種支払支援処理（償還払い・高額介護サービス費）
- ⑨ 介護給付費縦覧審査処理
- ⑩ 保険料等の特別徴収に係る経由事務
- ⑪ 高額医療・高額介護合算制度における支給計算処理
- ⑫ その他保険者が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理（介護給付適正化情報提供処理・介護保険事業状況報告・第三者行為求償管理処理等）

(4) 介護給付適正化事業の実施

「第6期介護給付適正化計画」に関する指針に基づく保険者における効率的・効果的な適正化事業の実施に向けて、介護給付適正化システムによる適正化情報を提供します。

併せて、適正化情報の効果的な活用を目的に県と連携を図り、介護給付適正化事業の一体的な取り組みを推進します。

- ① 介護給付適正化システムによる適正化情報の保険者および滋賀県への提供
- ② ケアプラン点検に係る事業所・受給者情報等を保険者へ提供
- ③ 保険者の担当職員を対象とした適正化に係る研修会の開催
- ④ 縦覧点検および介護給付と医療給付の突合点検の実施
- ⑤ 介護給付適正化に係る各種システム活用に向けて、個別訪問による保険者支援を実施

(5) 保険料等の特別徴収に係る経由事務

市町の事務処理の軽減を図ることを目的に、介護保険料、国民健康保険料（税）および後期高齢者医療保険料の年金特別徴収について、年金保険者と市町の間の経由事務を行います。

(6) 介護保険補足給付に係る非課税年金対象者情報の経由事務

介護保険補足給付の支給にあたり勘案する非税年金対象者情報について、年金保険者と市町の間の経由事務を行います。

(7) 年金生活者支援給付金における所得情報の経由事務

年金生活者支援給付金の給付に必要な年金生活者の所得情報について、年金保険者と市町との間の経由事務を行います。

(8) 要介護認定情報のデータ収集業務

介護保険総合データベースへの認定データの提出について、要介護認定情報を保険者から収集し、国保中央会を経由して厚生労働省に送信する業務を行います。

(9) ケアプランデータ連携システムに関する業務

介護事業所の業務効率化を図るため構築されたケアプランデータ連携システムの利用に伴い、ライセンス料徴収業務および電子証明書発行業務を行います。

また、併せて介護事業所に対し、同システム活用などのICTの普及促進を行います。

(10) 介護保険調査研究委員会の開催

介護保険関連業務を円滑に運営するため、保険者ニーズに対応した共同事業と保険者事務の合理化、効率化を図るための調査研究を行います。

(11) 各種研修会の開催

- ① 介護保険事務担当者研修会
- ② 介護サービス苦情処理担当者研修会
- ③ 介護給付適正化担当者研修会

10 障害者総合支援給付等事業関係業務に関する事項

(1) 障害者総合支援給付等の審査および支払に関する事務

- ① 障害者総合支援法の規定に基づき市町および県から委託を受け、障害者福祉サービス事業所および障害児施設から提出される障害介護給付費および障害児施設給付費等の適正な審査支払事務に努めます。
- ② 令和6年4月に制度改正および報酬改定が予定されており、現行の障害者総合支援給付審査支払等システムに対し改修が行われ、並行して次期システム（クラウド化、令和7年5月稼働予定）へ改修機能の取り込みが行われることから、円滑なシステム改修と更改に取り組みます。
 - ・障害介護給付費および障害児施設給付費の支給量の管理
 - ・障害介護給付費および障害児施設給付費の審査支払
 - ・基準該当事業者の特例介護給付費等の審査支払
 - ・指定障害児入所施設等の障害児入所給付費等の審査支払

(2) 障害者総合支援法関係業務等市町共同処理業務

市町事務の効率化を目的に、共同処理業務等の積極的な支援を行います。また、地域生活支援事業審査支払業務の受託にあたっては、市町からの円滑な移行と適正な処理に努めます。

- ① 統計処理
- ② 医師意見書作成料等支払処理
- ③ 高額障害福祉サービス支給処理
- ④ 高額障害児給付費支給処理
- ⑤ 各種支払支援処理
- ⑥ 訪問調査委託料支払処理
- ⑦ 地域生活支援事業審査支払業務
- ⑧ その他市町が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理

(3) 障害福祉サービスデータベースへのデータ連携業務

市町が保有する障害支援区分判定等情報を本会で取りまとめ、国保中央会を経由して、厚生労働省の障害福祉サービスデータベースにデータ連携を行います。

(4) 障害者総合支援事務担当者研修会の開催

障害者総合支援の制度の全体概要、各種台帳情報の整備方法、給付費等の請求から支払までの事務の流れ等、障害者総合支援にかかる給付事務を行う上で必要となる業務知識の習得を目的とした研修会を開催します。

11 広報活動に関する事項

- (1) 機関誌「滋賀の国保」を年4回発行
- (2) 「国保新聞」の配布（毎月3回）および拡張
- (3) 「国保情報」による情報提供（毎週1回）
- (4) 被保険者用パンフレット「わたしたちの健康をささえる滋賀県の国保」の発行
- (5) 医療費通知を活用した広報
- (6) ホームページ・ソーシャルメディアを活用した広報・情報提供

12 滋賀県保険者協議会に関する事項

- (1) 滋賀県との共同事務局として、滋賀県内の医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者および滋賀県後期高齢者医療広域連合）の加入者にかかる健康づくりを推進します。また、県内医療保険者ならびに医療関係者間で問題意識を共有し、それに基づく取組の推進等を図ります。
- (2) 滋賀県医療費適正化計画（策定または変更）にかかる協議と同計画の実施についての滋賀県への協力、滋賀県保健医療計画（策定または変更）に対して意見提出等を行います。
- (3) 特定健診等が県内フリーアクセスで受診できるよう、滋賀県医師会と代表保険者による集合契約の調整を行います。

13 地域医療の確保に関する事項

国民健康保険診療施設協議会の運営および事業に対する支援

- ① 滋賀県国民健康保険診療施設協議会の事務局を担い、地域包括医療・ケアの推進拠点である国保診療施設が果たす役割を支援するとともに、保険者、国保診療施設および本会が連携を密にし、協議会の充実強化を図ります。
- ② 第56回滋賀県国保地域医療学会の開催
- ③ 国保直診セミナーの開催
- ④ 病院事務長会議の開催
- ⑤ 第64回全国国保地域医療学会（岩手県開催）への参加

14 市町国保運営協議会の振興に関する事項

滋賀県市町国保運営協議会連絡会の事務局を担い、国保運営協議会会長会議および国保運営協議会会長・委員研修会を開催します。

15 国保事務担当者等の研修協議に関する事項

国保事務担当者等の研修協議等、各保険者における国保事業の円滑な推進に資するため次のことを行います。

- (1) 国保中央会開催の協議会等への参加
全国国保運営協議会会長等連絡協議会
- (2) 近畿地方における研修・協議会等への参加
 - ① 近畿都市国民健康保険者協議会
 - ② 近畿地区市町村保健師研修（京都府開催）
 - ③ 近畿地方国民健康保険診療施設協議会（和歌山県）
- (3) 研修会等の開催
 - ① 国保セミナー
 - ② 国保・保健事業担当課（係）長・保健師合同研修会
 - ③ 介護保険事務担当者研修会
 - ④ 国保事務初任者研修会、国保事務研修会
 - ⑤ レセプト点検事務担当者研修会
 - ⑥ 第三者行為求償事務担当者研修会

- ⑦ 国保料（税）徴収事務担当者研修会
- ⑧ 保険料（税）適正算定マニュアル研修会
- ⑨ 特定健診・特定保健指導担当者説明会
- ⑩ KDBシステム等研修会
- ⑪ 糖尿病性腎症重症化予防研修会
- ⑫ 高齢者の保健事業セミナー
- ⑬ フレイル予防研修会（仮称）

16 顕彰に関する事項

- (1) 滋賀県国保事業等従事関係者（団体）連合会表彰
- (2) 国保関係者功績表彰（国保中央会会長表彰）の被表彰者推薦
- (3) 国保関係者功績表彰（滋賀県知事）の被表彰者推薦
- (4) 国保関係者功績表彰（厚生労働大臣）の被表彰者推薦

17 本会職員研修に関する事項

職員の資質向上を図るため、国保中央会等が開催する研修会等に参加するとともに、本会においても研修を実施します。

- (1) **国保中央会研修**
中堅職員研修、新任係長研修、新任課長研修、幹部研修、審査担当職員研修、求償担当職員研修、IT研修（基礎コース、担当職員コース）、医療費分析研修等
- (2) **近畿地方協議会研修**
総務関係職員研修、事業関係職員研修、職員育成研修等
- (3) **市町村職員研修センター研修**
部長・次長級研修、研修管理者研修、接遇指導者養成研修、例規担当職員研修、給与事務担当職員研修、契約事務担当職員研修等
- (4) **本会職員研修**
企業内人権研修、個人情報保護研修、自動車交通安全研修、メンタルヘルス研修、接遇研修、自己啓発研修等その他、国保中央会や滋賀県後期高齢者医療広域連合等への派遣など人材育成に努めます。

18 その他に関する事項

- (1) **県等関係の各種会議への参画**
 - ① 滋賀県国民健康保険市町連携会議および各作業部会
 - ② 滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議
 - ③ 滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会
 - ④ 滋賀県がん対策推進協議会
 - ⑤ 滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議
 - ⑥ 特定健診・特定保健指導等実践者育成研修プログラム作成検討会
 - ⑦ 「健康しが」共創会議
 - ⑧ 滋賀県データ活用プロジェクト会議
 - ⑨ おおつ健康フェスティバル実行委員会
- (2) 被保険者教育用資料・保健事業活動参考資料・審査関係図書等の購入斡旋
- (3) 国保事業等に資する関係諸様式の共同印刷
- (4) その他・保険者の共同目的達成に必要な事項